



2025 年 7 月 24 日

各 位

会 社 名 Shinwa Wise Holdings 株式会社
代表者名 代表取締役社長 高橋 健治
(東証スタンダード市場・コード 2 4 3 7)
問合せ先 総務人事部長 木村 亜里沙
電話番号 0 3 - 5 2 2 4 - 8 6 1 0
(<http://www.shinwa-wise.com>)

当社グループ元役員に対する損害賠償請求訴訟の提起に関するお知らせ

当社は、2024 年 12 月 19 日付「東京証券取引所への「改善報告書」の提出に関するお知らせ」の別紙及び 2025 年 7 月 3 日付「東京証券取引所への「改善状況報告書」の提出に関するお知らせ」の別紙にて、お知らせしましたとおり、再発防止に向けた改善措置の一環として、不適切な会計処理に関与した役員の責任の所在を明確化するため、外部専門家の関与の下、各人の責任に応じた損害賠償等の請求を検討しておりましたが、今般、当社元役員 1 名及び当社連結子会社の元役員 1 名に対する損害賠償請求訴訟を東京地方裁判所に提起しましたので、下記のとおりお知らせします。

記

1. 訴訟を提起した裁判所及び年月日

(1)	裁 判 所	東京地方裁判所
(2)	提 訴 年 月 日	2025 年 7 月 24 日

2. 訴訟を提起した者（原告）

(1)	名 称	Shinwa Wise Holdings 株式会社
(2)	所 在 地	東京都千代田区丸の内二丁目 3 番 2 号

3. 訴訟を提起した相手方（被告）

(1)	当社 元代表取締役社長 倉田 陽一郎氏
(2)	Shinwa Prive 株式会社 元取締役 c 氏 ※氏名については、2024 年 9 月 10 日に公表した第三者委員会の調査報告書の表記としております。

4. 訴訟内容

(1)	訴 訟 内 容	会社法 423 条 1 項及び不法行為に基づく損害賠償請求
(2)	請 求 金 額	2 億 8,005 万 400 円

5. 訴訟の提起に至った経緯及び理由

当社は、2024 年 7 月 4 日付「子会社における不適切な会計処理の疑いの判明及び第三者委員会設置に関するお知らせ」にてお知らせしましたとおり、当社の連結子会社である Shinwa Prive 株式会社（以下「PRV」とい

います。)において、2021年5月期頃から2024年5月期までのプライベートセールに関する不適切な会計処理(以下「本件不適切会計処理」といいます。)により、実態と相違がある売上計上の疑いがあることが判明したため、第三者委員会を設置し、調査を実施しました。

その結果、当社は、2024年9月6日付「第三者委員会の調査報告書受領に関するお知らせ」及び同月10日付「第三者調査委員会の調査報告書に関するお知らせ」のとおり、同第三者委員会から受領した「調査報告書(開示版)」を公表いたしました。

同報告書において、PRVにおける絵画等の売買取引において、販売代金額以上で顧客から絵画を買い戻すことやオークション出品後の損失補填等を行うことをあらかじめ合意(以下「買戻し合意等」といいます。)したうえで絵画等を売却し、その販売代金を売上として計上していた取引があったところ、これらは、本来金融取引として処理すべきであったことが認定されています。

その後、当社は、上記報告書並びに外部専門家のさらなる調査及び意見等を踏まえ、被告らは、買戻し合意等の条件付の取引による売上計上は不適切な会計処理であることを認識した(少なくとも認識し得た)にもかかわらず、本件不適切会計処理を実行し、かつ、買戻し合意等の存在を当社取締役会等に報告せず、本件不適切会計処理を是正することを妨げたものであり、倉田陽一郎氏については、当社代表取締役としての善管注意義務・法令遵守義務に違反する任務懈怠があり、当社に対する任務懈怠責任及び不法行為責任を負い、c氏については当社に対する不法行為責任を負うものと判断しました。

当社は、本件不適切会計に関する第三者委員会による調査費用として多額の費用を支出しただけでなく、第三者委員会による調査の結果、本件不適切会計処理が行われていたと認められたため、過年度決算の訂正処理が必要となり、多額の訂正監査報酬等の支払いが必要になりました(詳細につきましては、2024年11月5日付「特別損失の計上に関するお知らせ」をご参照ください。)。そのほかにも、当社は、2025年4月25日付「金融庁による課徴金納付命令の決定についてのお知らせ」にてお知らせしました通り、当社が行った過年度決算の訂正に関して、証券取引等監視委員会から内閣総理大臣及び金融庁長官に対して当社に対する2,100万円の課徴金納付命令を発出するよう勧告が行われていたところ、金融庁より2025年4月25日付で課徴金納付命令の決定を受け、同課徴金の支払いを行う等、多大な損害を被りました。

当社は、これらの多大な損害は、被告らによる任務懈怠行為又は不法行為により発生した損害であり、被告らが当社に対し賠償すべき責任を負うものと考えております。

したがって、この度、当社は、被告らに対する責任追及のため、損害賠償請求をすべく本件の訴訟の提起に至りました。

6. 今後の見通し

本件訴訟の提起に係る訴訟事件の進捗につきましては、必要に応じて適時開示を行ってまいります。また、本件訴訟が当社の業績に与える影響を含め、今後公表すべき事項が判明した時点で速やかにお知らせいたします。

株主の皆様をはじめ投資家、市場関係者の皆様ならびにお取引様その他すべてのステークホルダーの皆様には多大なご心配をおかけしておりますことを深くお詫び申し上げます。今回被告らの行為について責任を追及することは、当社がコンプライアンス強化に真剣に取り組む姿勢を対外的に示すとともに、上場会社としてコンプライアンスを重視する企業風土を醸成していくために不可欠なことであると判断しております。

以 上